

第16回このす花まつり
ポピー会場におけるキッチンカー等募集・出店要領

1 目的

第16回（令和8年度）このす花まつりのポピー会場（ポピー・ハッピースクエア及びポピー・このとりテラス）出店エリアにおいて、キッチンカー等を出店いただくことにより、イベント会場の賑わいを創出するとともに、来訪者の満足度向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 主催

このす花まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）
事務局 鴻巣市商工観光課

3 出店場所、出店方法及び出店料

ポピー・ハッピースクエア 鴻巣市滝馬室 587-1（中学校給食センター）付近
ポピー・このとりテラス 鴻巣市明用 636-1（コスモスアリーナふきあげ）周辺

区分	出店場所	出店方法	出店期間	出店時間
A	ポピー・ハッピースクエア内	テント※1	5/9・10(土・日)	10時～16時
B	ポピー・このとりテラス内	キッチンカー	5/9・10(土・日)	10時～16時
C	ポピー・ハッピースクエア内	キッチンカー	5/11～17(月～日)	10時～16時
D	ポピー・このとりテラス内	キッチンカー	5/11～17(月～日)	10時～16時

(続き)

区分	区画サイズ	募集数	出店料(1日)※2	募集期間・決定方法
A	3.6m×2.7m	10店程度	4,000円	4/3まで(延長可)・抽選
B	-	8台程度	4,000円	4/3まで(延長可)・抽選
C	-	5台程度	2,000円	A又はBに出店した者のうち希望する者
D	-	5台程度	2,000円	A又はBに出店した者のうち希望する者

※1 テント出店は事務局が臨時出店届を保健所に提出して出店する。

※2 出店決定後にキャンセルとなった場合も原則出店料は徴収する。

4 販売品目

(1) 農産物、加工品

(2) 酒類を除く飲食物で、次に掲げる内容を遵守しているもの。

ア 販売する食材は、安全が認められている食材を使用すること。

イ 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、期限表示、製造者、販売者等を必ず表示すること。

ウ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと。

5 出店資格・条件

(1) 出店資格

出店をしようとする者は、このす花まつり実行委員会における露店等の出店に関する規程を遵守できるもので、次のアからオの各号に該当するものとする。

- ア キッチンカーで販売する場合は、営業を許可する公的機関の発行する営業許可書（自動車による飲食店営業等）を有する者
- イ 食品衛生責任者又はそれに代わる必要な資格を有している者
- ウ 保健所が定める適切な衛生管理加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- エ 誓約書に同意した者
- オ 市内事業者。ただし、募集期間において申込が募集数に満たない場合、次の条件の下市外事業者の出店を認める。

【市外事業者の出店条件】

- ① 鴻巣市商工会又は一般財団法人鴻巣市観光協会の会員であること
- ② 出店料は市内事業者の2倍とする

(2) 出店の制限

次のいずれかに該当する者は、出店することができない。

- ア 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助者及び未成年者）
- イ 破産者であって復権していない者
- ウ 国税、地方税を滞納している者
- エ 暴力団関係者及びその繋がりがある者
- オ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
- カ 政治活動、宗教活動を行うおそれのある者
- キ 申込業種において申込日から過去1年以内に行政処分を受けている者

(3) 出店資格の取消

次のいずれかに該当した場合、主催者は出店を取り消すことができる。なお、出店取り消しにより被る損害に対しては、実行委員会は一切責任を負わない。

- ア 出店後に出店の制限に該当する事実が判明した場合
- イ 出店条件、その他に掲げる事項を遵守しない場合や実行委員会会長が出店を不相当と判断した場合
- ウ 申請時における販売品以外の販売及び宣伝行為が判明した場合

6 遵守事項

出店者は、以下の事項を遵守すること。

- (1) 出店に必要なすべての費用、物品、電源等は、出店者の負担とする。
- (2) 法令で定める申請、届出、必要な資格者の配置は、出店者の責任と負担で実施すること。

- (3) 出店者は、販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこと。
- (4) 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情は、出店者が全責任を負い、誠意をもって対応すること。
- (5) 必要に応じて生産物賠償責任保険（PL 保険）等に参加すること。
- (6) 出店者は、その責めに帰すところにより、施設等を損傷したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として、実行委員会に支払わなければならない。ただし、施設等を現状に回復した場合は、この限りでない。
- (7) 出店者は、出店者の責任で出店スペースにゴミ箱等を設置するとともに、適正に廃棄物（排水を含む。）を処理すること。また、購入者からのゴミや食べ残しの回収を行うこと。
- (8) 火器を使用する場合には、消火器を必ず設置すること。
- (9) 出店初日、消防による火器点検を実施するため、9時までに出店準備を完了させること。
- (10) 出店中は、見やすいところに出品許可証を掲示しておくこと。
- (11) イベント開催時間中の車両等の移動は禁止とする。搬出時間は16時30分以降とし、17時30分までに撤収すること。
- (12) 販売終了後は、現状を回復するとともに、会場周辺のゴミの有無を確認し、必ず清掃を行うこと。
- (13) 出店期間の終了後、すみやかに売上金額を含む報告書を提出すること。
- (14) 出品許可は、申請書に対する許可を受けた者本人にするものであり、名義貸しは禁止とする。
- (15) こうのす花まつり実行委員会における露店等の出店に関する規程及びその他関係法令を遵守すること。

7 提出書類

出店申込に必要な書類は以下のとおりとし、実行委員会事務局（商工観光課）窓口まで持参又は郵送で提出すること。

- (1) 露店等出店申込書（様式第1号）※顔写真付き本人確認書類の写しを添付
- (2) 使用人報告書※使用人が複数いる場合。顔写真付き本人確認書類の写しを添付
- (3) 出店に関する誓約書（様式第2号）
- (4) 食品衛生責任者又はそれに代わる必要な資格の写し
- (5) 生産物賠償責任保険（PL 保険）証明書の写し※加入者のみ
- (6) 営業許可書の写し※キッチンカーのみ
- (7) 臨時出店の概要※飲食物のテント出店のみ。保菌検査成績書等の写しを添付
（品目、食品取扱方法、数量等のほか、火気を使用する場合は消火器の設置数と位置を明示すること）